

双葉町公告第17号

双葉農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項で準用する第12条第1項の規定により公告する。

また、当該変更後の農業振興地域整備計画書は、同法第13条第4項で準用する第12条第2項の規定により、下記場所に備え置いて縦覧に供する。

令和 8年 9月 29日

双葉町長 伊澤 史朗



記

1 同法第11条第2項の規定による意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果

(1) 要 旨 様式第1号の変更理由の記載の修正

処理結果 整備計画に反映

2 変更後の農業振興地域整備計画書の縦覧場所

双葉町役場 農業振興課

双葉町 いわき支所

双葉町 郡山支所

双葉町 埼玉支所